

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染防止を目的とした移動の自粛及び行動の注意点について

令和2年4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏および大阪、兵庫、福岡の7都府県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。本学でもより一層、感染対策の強化が求められています。自分自身を守る感染防護に加えて感染伝播防止の観点から、不要不急の移動については原則控えるとともに、下記の事項と併せ十分に注意するようお願いします。

記

- 1 通勤、通学を除き、県外への移動は原則控えることとし、止むを得ない事由で県外へ移動する場合は所属長（学生は教育研修支援課）へ事前に報告すること。
- 2 止むを得ない事由から緊急事態宣言が発令されている地域を訪問する際には、人混みが多い場所への滞在を避け、マスクを着用すること。
- 3 緊急事態宣言が発令されている地域を訪問した者、緊急事態宣言が発令されている地域から転入した者は、マスク着用や他者との距離を保つなど感染伝播の防止に留意するとともに、2週間は、健康状態を毎日所属長に報告すること。（なお、全教職員を対象とした検温などの健康観察を検討しており、詳細は別途周知予定）
- 4 緊急事態宣言が発令されている地域から通勤する者、当該地域へ通勤する者に限っては在宅勤務（試行）も可能とするので、各所属において必要に応じて検討すること。（具体的な取扱は別途通知する予定。）
- 5 県内であっても不要不急の外出は控え、特に3密（密閉・密集・密接）に該当する場所への訪問は慎むこと。とりわけ、友人等での会食や酒席への参加後に発生した多発感染事例が全国で報道されており、そのような場を企画すること、あるいは参加することは厳に慎むこと。
- 6 出勤時、外出後、公共交通機関等を利用した後は手洗いを励行すること。また、学内においても可能な限りマスクを着用すること。

令和2年4月8日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 竹之下 誠一